1 1 月分 No. 1

件 名	特定医療費の受給者証について
受付日	令和4年11月4日
ご意見・ご提案 の概要	特定医療費受給者証の有効期限が9月末日であったため、更新申請を8月初旬に行ったが、結局手元に届いたのは10月末であった。 その間に検査の予定があり、予定をずらすこともできないので受診したが、一人暮らしでは到底払えないような医療費を請求された。 更新手続に3か月も掛かる理由が分からない。少なくとも有効期限前、遅くとも10月半ばまでには送ってもらいたい。
県の考え方	特定医療費(指定難病)医療費助成に係る受給者証の更新手続につきましては、本県の対象者約1万3千人に対し、臨床調査個人票(診断書)の審査、各保険者への照会等を行う必要があり、その事務量は膨大であることから、申請から発行までの期間を3か月程度見ていただくこととしております。そのため、毎年6月1日の受付開始に先立ち、4月下旬に更新対象者の皆様に対して、審査結果をお知らせするまでには申請から3か月程度時間を要すること、有効期限(9月30日)内に新しい受給者証の受領を希望される場合は7月上旬までに申請をお願いしたいことについて記載した案内文書を発送し、周知を行っているところです。その上で、少しでも早く審査結果をお伝えし、受給者証をお渡しできるよう、迅速な審査に努めてまいります。
担当課	健康福祉部 保健医療課